

伊達市版生涯活躍のまち運営推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 伊達市版生涯活躍のまち構想に基づき、中高年齢者を中心とした多世代の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、それぞれの年代層に適した生活環境の整備、移住を希望する者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業の推進を図るため、伊達市版生涯活躍のまち運営推進協議会（以下「運営推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊達市版生涯活躍のまち実施計画（以下、「実施計画」という）の検討に関すること。
- (2) 実施計画に基づく事業の進捗状況の管理及び運営状況の評価に関すること。
- (3) その他伊達市版生涯活躍のまち構想の推進に関すること。

(組織)

第3条 運営推進協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の者
- (3) 医療・福祉に関する団体の関係者
- (4) ボランティアに関する団体の関係者
- (5) 就農・営農に関する団体の関係者
- (6) 観光に関する団体の関係者
- (7) 生涯学習に関する団体の関係者
- (8) 金融機関の関係者
- (9) 空き家等の改修・活用に知見を有する者
- (10) 実施計画に基づき事業を実施する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で委員が交替した場合は、新しい委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営推進協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、初回の運営協議会は、市長が招集するものとする。

2 運営推進協議会に、会長1名、副会長2名を置く。

3 会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名によりそれぞれ定める。

4 会長は、運営推進協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営推進協議会の庶務は、市長直轄総合政策課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、運営推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営推進協議会に諮り定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。